

伊丹市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 4 年 9 月 5 日 提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の一部改正に伴うとともに、国家公務員の退職手当制度の一部改正に準じ、職員に係る失業者の退職手当等の改正を行うため。

伊丹市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（令和4年伊丹市条例第 号）

伊丹市職員退職手当支給条例（昭和27年条例第237号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「含む。」の右に「第8条第2項において「勤務日数」という。」を、「18日」の右に「（1月間の日数（伊丹市の休日を定める条例（平成3年伊丹市条例第1号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第8条第2項において、「職員みなし日数」という。）」を加える。

第8条第2項中「前に職員」の右に「又は職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）」を加え、同項各号列記以外の部分中「当該職員」を「当該職員等」に改め、同項第1号中「職員」を「職員等」に改め、同項第2号中「係る職員」を「係る職員等」に、「の職員」を「の職員等」に改め、同条第3項ただし書中「第1項第2号」を「同号」に、「雇用保険法」を「同法」に改め、同条第4項中「、当該退職」を「当該退職」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他市長の承認を得て任命権者が定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして市長が定める職員又は市長の承認を得て任命権者が定める職員が任命権者が定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第5項中「、

第 2 号」を「、同号」に改め、同条第 9 項中「第 4 1 条」を「第 4 1 条第 1 項」に改め、同条第 1 0 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であつて、雇用保険法第 2 4 条の 2 第 1 項各号に掲げる者に相当する者として市長が定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和 2 2 年法律第 1 4 1 号）第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第 2 2 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第 2 4 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第 8 条第 1 1 項第 5 号中「公共職業安定所」の右に「、職業安定法第 4 条第 9 項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第 1 8 条の 2 に規定する職業紹介事業者」を加える。

第 8 条第 1 7 項中「本条」を「この条」に改める。

付則に次の 1 項を加える。

3 令和 7 年 3 月 3 1 日以前に退職した職員に対する第 8 条第 1 0 項の規定の適用については、同項中「第 2 8 条まで」とあるのは、「第 2 8 条まで及び附則第 5 条」と、同項第 2 号中

「イ 雇用保険法第 2 2 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第 2 4 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」

とあるのは、

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」

とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の伊丹市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第2条第2項及び第8条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

3 新条例第8条第4項の規定は、施行日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の任命権者が定める職員に該当するに至った者について適用する。

4 新条例第8条第10項（第2号に係る部分に限り、新条例付則第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した伊丹市職員退職手当支給条例第1条に規定する職員（同条例第2条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。次項において同じ。）であつて同条例第8条第

1 項第 2 号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第 3 項の退職手当の支給を受け終わった日が施行日以後であるものについて適用する。

- 5 退職職員であって職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 4 条第 9 項に規定する特定地方公共団体又は職業安定法第 18 条の 2 に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第 8 条第 1 項（第 5 号に係る部分に限り，伊丹市職員退職手当支給条例第 8 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定は，当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が施行日以後である場合について適用する。